

出産費及び家族出産費の支給額の変更について

令和5年4月1日より、出産費及び家族出産費の支給額が「50万円」に引上げとなります。
(令和5年3月31日以前については「42万円」)

※産科医療保障制度の対象分娩でない場合は、「48万8千円」に引き上げとなります。
(従前は「40万8千円」)

<改正内容一覧表>

出産費及び家族出産費	改正後	現行	備考
支給額	48万8千円	40万8千円	※1
省令で定める加算額	1万2千円	1万2千円	※2
総支給額	50万円	42万円	

※1：地方公務員等共済組合法施行令第23条の4の改正による支給額

※2：産科医療補償制度の対象外分娩の場合は、加算されない。